

●平成27年5月1日発行 ●発行所／明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者／神谷金衛
●ホームページ：http://www.midorinet-meiji.jp/ ●E-mail：meijiyou sui@midorinet-meiji.jp



▲新明治用水会館

新明治用水会館完成

明治用水会館が47年ぶりに改築されました。一昨年11月から改築工事に入った会館は、平成26年11月1日に竣工。清祓いの神事を催行し、仮事務所から事務所機能をすべて移すことができました。新しい事務所は東海・東南海地震にも耐える機能を有し、どんな地震時も明治用水の業務を続け、併せて防災避難拠点としても解放します。

長い間、組合員の皆様にはご迷惑をおかけしました。

また、現在進めている国営総合農地防災事業矢作川総合第二期地区の事業所も会館内に同時開所しました。

平成27年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市 別	安城市	豊田市	知立市	刈谷市	高浜市	碧南市	西尾市	岡崎市	その他	計
受益面積(ha)	3,149.1	284.3	369.0	659.5	182.3	262.3	163.3	515.8	—	5,585.6
組合員数(人)	6,214	731	1,006	1,755	638	594	719	1,231	279	13,167

平成27年度を迎えて

明治用水土地改良区 理事長 神谷 金衛



清々しい五月晴れが快い季節となりましたが、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は本土地改良区の事業推進に格別のご支援、ご協力を賜り心から御礼を申し上げます。私も第6期目の最終年を迎え、組合員各位をはじめ国及び県当局、関係機関の皆様のご指導、ご支援のもと、より健全な改良区運営を目指し励む所存であります。

さて、平成26年度の最大の出来事は、皇太子同妃両殿下が明治用水をご視察されたことです。

11月9日、持続可能な開発のための教育（E S D）に関するユネスコ世界会議が愛知県名古屋市で開催され、これにあわせ皇太子殿下が水源管理所を行啓されました。小雨の中、殿下を乗せた専用車が到着し、紫紺のスーツに身を包まれた殿下は気品にあふれ、お出迎えした私にやさしい笑顔で挨拶を交わしていただきました。事務局長の説明にもにこやかに耳を傾けられ静々と時間が流れました。殿下は水利水運に深い興味をお持ちで、服部長七が請け負い頭首工上流に現存する旧頭首工を管理所から見学されました。安城市歴史博物館のご厚意でお借りしたレプリカの説明には質問もされ、船通し閘門には特に深いご興味を示されました。この施設が幾多の洪水に耐え残ったことに、当時の技術力の高さを大きく評価されました。また、頭首工を少人数により24時間体制で管理をしている改良区職員にも、ねぎらいのお言葉をいただき、改めて用水管理の重責を実感したところです。

翌11月10日には、雅子妃殿下が私ども「水のかんきょう学習館」をご視察されることが急遽浮上しました。午後3時過ぎ、会館や学習館の周りのおよそ1,000人の歓迎者から歓声が立ち上り、両殿下がご到着されました。学習館において、安城市立梨の里小学校4年生74名の水のかんきょう楽校をご視察され、お声がけの時間も延長され、外で待ち続けた歓迎者にも進んで挨拶をなされました。お二人揃ってのご視察は数年ぶりということで、ご視察先に明治用水を選んでいただけたことは非常に名誉なことでした。

また、11月1日に新明治用水会館が完成しました。昭和42年に建設された旧会館と同位置同規模で建設しましたが、新たな土地改良事業の推進と実践、発信の拠点として生まれ変わり、今後、この地域のますますの発展に寄与していきたいと存じます。また、新館は耐震性に優れ、東海・東南海のプレート型地震にも耐える機能を持ち、地域の防災拠点としても十分活用されるように設計されていますので、組合員の皆様にも期待を持っていただきたいと思います。

そして待望の国営総合農地防災事業矢作川総合第二期地区が、皆様のご理解のもと非常に多くの同意をいただき、法手続きの終了後、昨年12月に事業計画確定して着工となりました。この事業は国営事業で造成した明治用水頭首工及び幹線水路を耐震化する事業で、本年から頭首工の耐震化工事に着手し、16年間で約700億円（豊田市北部地域と共同事業を含む）の巨費を投じる大事業です。

一方、組合員の皆様には苦しい農家経営を強いられているとお察し申し上げます。改良区も経常賦課金を上げることなく最良の運営努力をしてゆく所存であります。そのために土地改良事業の持つ経済効果、環境保全能力を市民、行政に広く理解してもらうため「水のかんきょう学習館」をその啓発の拠点としてさらにPRしていき、新たな財源確保に邁進してまいります。奇しくも今年は明治用水の最初の計画者である都築弥厚生誕250年となる記念の年でもあります。碧海台地を代表とする西三河地域の発展はまさにこの計画から始まりました。現在ではもちろん農業用水30m³/sを始め、工業用水4.02m³/sを幹線水路に流下させ、頭首工ではこの他にも幸田方面の上水も取水して全国一の経済基盤を支えています。西三河地域に無くてはならない「明治用水」を今後も行政に是非とも評価していただきたい考えです。

そして、来年度は5月に総代会総代の改選、6月には役員の総選任という年であります。新しい組織体制のもと、さらなる飛躍を目指したいと思っております。

末筆になりましたが、皆様から多くのご意見を賜り、より良い運営を目指して役職員協力体制を整え、業務を全ういたしますので、今後ご理解及びご支援いただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

国営矢作川総合第二期農地防災事業の近況報告

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 所長 中 島 創



明治用水土地改良区の皆様には、平素より農業農村整備事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

明治用水におきましては、農業用水はもとより、毎日欠くことのできない水道水及び工業用水の安定的な取水を確保すべく、日夜維持管理にご苦勞・ご尽力されていること、さらに昨年は皇太子殿下ご夫妻が「水のかんきょう学習館」をご来訪されましたが、これらの施設を通じ、地域の「水」「森林」「水環境の保全」の大切さを学ぶ学習活動にも熱心に取り組まれていることに深く敬意を表します。

さて、国営矢作川総合第二期地区は、大規模地震の発生する確率が極めて高い地域にあります。こうした大規模地震にも安全で、災害時には地域住民の避難所ともなる明治用水会館が昨年新築されましたが、明治用水頭首工など本地区の農業水利施設においては、想定地震動に対して所要の耐震性を有しない部分があります。水路施設関係では、鉄道、基幹道路が横断し、事業所や工場なども隣接しており、これらが損傷した場合、その施設被害はもとより、農業生産、公共施設、商工業施設などへの二次災害も想定されます。

農政局では2008(平成20)年度からこの地区を対象に大規模地震対策調査を開始し、2012(平成24)年度から土地改良法手続きを進め、昨年12月、事業計画が確定しました。この間、明治用水土地改良区の皆様の一方ならぬご尽力を賜り、改めて感謝申し上げます。国営事業所についても、明治用水会館内に移転・開設し、耐震化された建物で職員一同安心して業務に専念できます。

今年は、明治用水の構想者である都築弥厚翁の生誕250年という節目の年。本地区はかつて「安城が原」と呼ばれ不毛の地でありましたが、明治用水により全国有数の農業振興地域と工業生産高を誇る地域へと発展しています。一方で今年は三河地震から70年目、阪神淡路大震災から20年目に当たります。未曾有の被害をもたらした東日本大震災からは4年が経過し、殆んどの水田が復旧しておりますが本当の復興は道半ばです。大震災による被害の甚大さと復興の困難さを改めて痛感するとともに、全国有数の農業生産や工業生産を誇る本地区が大震災に見舞われた場合、被害を如何にして最小限に抑えるかを多面的に考えておくべきと思います。

本事業の整備対象となる明治用水頭首工の直上流には、旧頭首工(1909(明治42)年完成)の遺構がありますが50年間使用されました。現在の頭首工(1957(昭和32)年完成)も既に50年余を経ています。こうした時期に今年から本格的に耐震化工事を始めます。すでに3月末、耐震化工事に必要な資材置き場の造成工事を終了し、今年の夏ごろから頭首工の耐震化工事を始めます。河川内工事のため、工事は非出水期に限られることから、取水口や沈砂池等の付帯施設の耐震化工事も含めると約6年を要します。その他、震災時にも水管理の中核機能を有する中央管理所(明治用水会館内)の設置工事や工業分水土地点に小水力発電所工事にも着手する予定です。

南海トラフに起因する地震対策は、国の重要施策である国土強靱化の中心と言えます。本事業の使命を十分認識し、事業を推進して参りますので、土地改良区の皆様には、今後とも本国営事業へのなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



▲頭首工耐震化工事資材の製作状況(豊田市渡合町地内)

【組合員様へのお願い】

事業期間中においては、明治幹線水路本流、各井筋の工事を冬期に行いますが、工事に伴う用水の減水、断水等の御協力をお願いすることもあります。地震に耐える明治用水への改修に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年度総代会のご報告

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 臨 時 総 代 会 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

平成26年11月13日(木)午前 9 時30分より明治用水会館において、平成26年度臨時総代会を開催しました。

総代79名（現員数88名）の出席のもと、7 議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決されました。

- 第 1 号議案 平成26年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算の専決処分
の承認について
- 第 2 号議案 明治用水土地改良区定款（附属書明治用水土地改良区役員選任規
程）の一部変更について
- 第 3 号議案 明治用水土地改良区規約の一部変更について
- 第 4 号議案 明治用水土地改良区地区除外等処理規程の一部改正の承認について
- 第 5 号議案 明治用水土地改良区土地改良事業計画書（維持管理）の変更について
- 第 6 号議案 平成25年度明治用水土地改良区事業報告書の承認について
- 第 7 号議案 平成25年度明治用水土地改良区収支決算書並びに財産目録の承認について



■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 通 常 総 代 会 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

平成27年 3 月10日(火)午前 9 時30分より明治用水会館において、平成26年度通常総代会を開催しました。

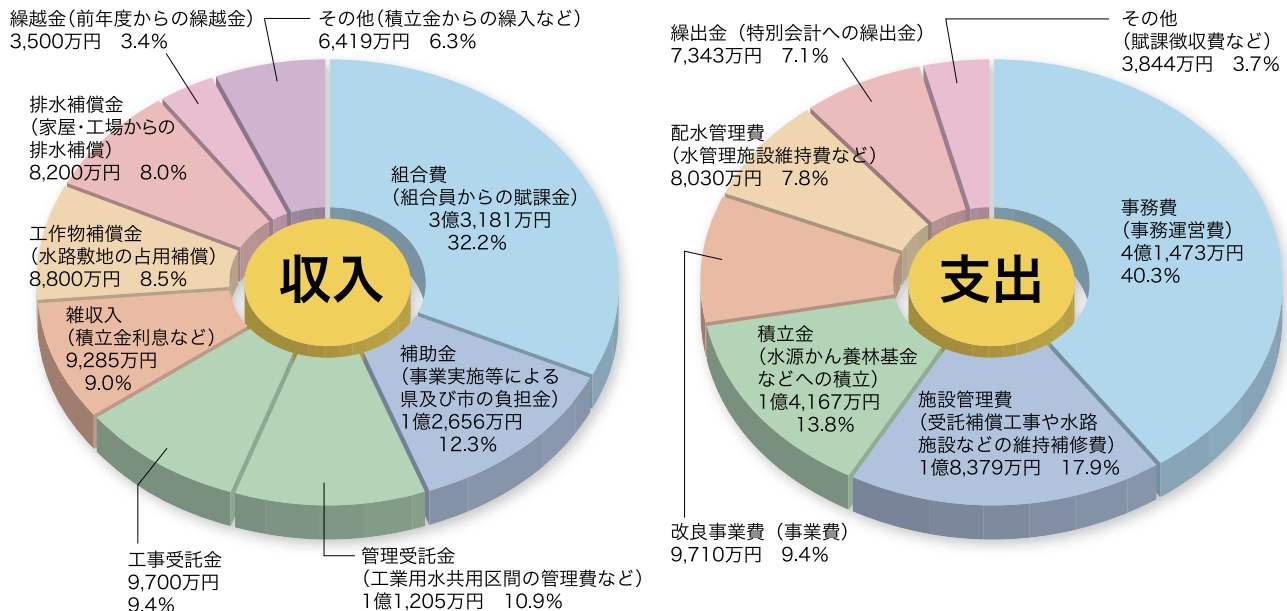
総代84名（現員数88名）の出席のもと、25議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。

- 第 1 号議案 平成26年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算（第 2 次）
の専決処分の承認について
- 第 2 号議案 平成26年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算（第 3 次）
の専決処分の承認について
- 第 3 号議案 平成26年度明治用水土地改良区明治用水会館改築事業特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 号議案 平成26年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算（第 4 次）について
- 第 5 号議案 平成26年度明治用水土地改良区県営事業中井筋地区特別会計収支補正予算について
- 第 6 号議案 平成26年度明治用水土地改良区県営かんがい排水事業村高地区特別会計収支補正予算について
- 第 7 号議案 平成26年度明治用水土地改良区県営経営体育成基盤整備事業特別会計収支補正予算について
- 第 8 号議案 平成26年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算について
- 第 9 号議案 明治用水土地改良区定款の一部変更について
- 第10号議案 明治用水土地改良区役員、総代等の報酬及び費用弁償等支給規程の一部改正について
- 第11号議案 平成27年度明治用水土地改良区一般会計収支予算について
- 第12号議案 平成27年度明治用水土地改良区県営事業中井筋地区特別会計収支予算について
- 第13号議案 平成27年度明治用水土地改良区県営かんがい排水事業村高地区特別会計収支予算について
- 第14号議案 平成27年度明治用水土地改良区県営経営体育成基盤整備事業特別会計収支予算について
- 第15号議案 平成27年度明治用水土地改良区造林特別会計収支予算について
- 第16号議案 平成27年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について
- 第17号議案 平成27年度明治用水土地改良区決済金特別会計収支予算について
- 第18号議案 平成27年度明治用水土地改良区職員退職給与特別会計収支予算について
- 第19号議案 平成27年度賦課金の賦課及び徴収について
- 第20号議案 平成27年度加入金の賦課及び徴収について
- 第21号議案 平成27年度長期借入金について
- 第22号議案 平成27年度決済金について
- 第23号議案 平成27年度役員等の報酬等について
- 第24号議案 新規県営経営体育成基盤整備事業（島坂地区）の施行について
- 第25号議案 新規団体営事業（西富地区）の施行について



平成27年度予算 総額18億1,742万円

一般会計：10億2,946万円



特別会計：総額7億8,796万円

県営事業中井筋地区特別会計	1億7,550万円	県営事業村高地区特別会計	4,296万円
県営経営体育成基盤整備事業特別会計	2,971万円	造林特別会計	4,813万円
パイプライン修繕事業特別会計	2,423万円	決済金特別会計	1億 427万円
職員退職給与特別会計	3億6,316万円		

平成25年度収支決算

一般会計

特別会計

単位：円

収入		支出	
科目 (款)	決算額	科目 (款)	決算額
1 組合費	301,307,050	1 事務費	354,916,047
(経常賦課金)	250,704,200	2 選挙費	0
(特別賦課金)	602,850	3 徴収費	6,494,413
2 受託金	252,927,626	4 施設管理費	258,706,766
3 補助金	167,865,400	5 配水管理費	83,795,057
4 補償金	180,914,802	6 改良事業費	96,235,602
(排水補償金)	83,628,333	7 借入償還金	0
(工作物補償金)	85,522,800	8 諸費	11,753,115
5 借入金	0	9 積立金	211,348,492
6 繰入金	1,111,449,000	10 繰出金	1,126,626,777
7 財産収入	29,906,814	11 予備費	0
8 雑収入	92,516,446		
9 繰越金	48,683,559		
収入合計	2,185,570,697	支出合計	2,149,876,269
差引残金 35,694,428円 (次年度へ繰越)			

- 県営事業中井筋地区特別会計
収入・支出/107,733,571円 差引残金なし
- 県営事業村高地区特別会計
収入・支出/43,800,079円 差引残金なし
- 県営経営体育成基盤整備事業東牧内地区特別会計
収入・支出/34,433,236円 差引残金なし
- 造林特別会計
収入/41,781,483円 支出/41,714,110円
差引残金/67,373円 次年度へ繰越
- パイプライン修繕事業特別会計
収入/21,235,177円 支出/20,038,939円
差引残金/1,196,238円 次年度へ繰越
- 決済金特別会計
収入/90,678,262円 支出/90,531,256円
差引残金/147,006円 次年度へ繰越
- 職員退職給与特別会計
収入/298,590,913円 支出/0円
差引残金/298,590,913円 次年度へ繰越
- 明治用水会館改築事業特別会計
収入/1,114,875,000円 支出/144,466,550円
差引残金/970,408,450円 次年度へ繰越

明治用水功労者を表彰

長年にわたり、明治用水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、理事長表彰状が贈られました。

受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。受賞者は、次の方々です。

(年数は、役員・総代などの在職年数)



▲平成26年度通常総代会において

明治用水土地改良区理事長表彰

- 杉野 猛様 (12年) 安城市里町
- 酒井重松様 (12年) 刈谷市一ツ木町 ●加藤比古三様 (13年10月) 安城市箕輪町
- 加藤実三様 (12年) 刈谷市八幡町 ●梅本 清様 (12年) 安城市村高町

明治用水土地改良区理事長表彰(職員) (年数は、勤続年数)

- 本田 巧 (25年) 工務課課長補佐 ●植村友裕 (15年) 用水課水源係長

平成27年度の組合費の決定

1,000㎡当たり 単位：円

賦課区分	地区及び種別		経常費 賦課金	事業賦課金	合 計	特 別 賦 課 金	
				県営事業村高地区		県営事業・東牧内・渡下・島坂地区	単県事業
地 積 割	矢作川用水	第 1 種地	4,300	500	4,800	分担金－補助金	(事業費－補助金)×0.9～0.3
		第 1 種地	4,300	500	4,800		
		第 2 種地	3,913	455	4,368		
		第 3 種地	3,569	415	3,984		
組合員割	全地区 1 組合員		700	－		－	
賦 課 期 日			平成 27 年 4 月 1 日			平成 27 年 4 月 1 日	
徴 収 期 日			平成 27 年 6 月 1 日			理事長が定めた日	
徴 収 方 法			直接及び委任徴収			直接及び委任徴収	

平成27年度の決済金の決定

1,000㎡当たり 単位：円

地 区	種 別	決 済 金 額	内 訳	
			経 常 費	借 入 金
				県営事業村高地区
矢作川用水	第1種地	423,703	421,212	2,491
明 治 用 水	第1種地	423,703	421,212	2,491
	第2種地	385,570	383,303	2,267
	第3種地	351,673	349,606	2,067

新明治用水会館完成

旧会館は巨大地震に対して倒壊または崩壊の危険性が高いとする耐震診断結果のため、今後の事業を踏まえ、「安心・安全」な構造を持つ建物にすべきと判断し、平成25年11月より改築工事を行いました。

新会館は、平成26年11月1日に竣工し、地中熱利用空調やライトシェルフなど自然エネルギーを利用した設備の導入、重要度係数1.5という高い耐震性の保有、災害等非常時における発電機の自動稼働、市民の臨時避難所など、自然環境や地域住民の皆様にも「安心・安全」な建物となっています。また、国営矢作川総合第二期農地防災事業により、会館内に頭首工や水利施設等の監視制御を行う操作室を設け、災害時に地域や農地を守る中心地としての役割を担うことができます。

構 造：地上3階建て（高さ16.54m）
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）

床 面 積：2,320.40㎡

設計監理：株式会社 大建設計

施 工：株式会社 近藤組



▲新明治用水会館



▲1階エントランスホール



▲2階大会議室

皇太子同妃両殿下 ご視察

昨年11月、皇太子同妃両殿下は、愛知県名古屋市で開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」へのご臨席に併せて、愛知県内各所をご視察になりました。

本土地改良区もご視察になられ、11月9日は水源管理所を、10日は水のかんきょう学習館をご見学されました。

水源管理所では、皇太子殿下は、頭首工と明治用水の管理方法、水位・流量管理や3代に亘る頭首工の変遷の説明をお聞きになり、服部長七発明の人造石でできた旧頭首工を遠望されました。

水のかんきょう学習館では、皇太子同妃両殿下がご視察されました。パネルや歴史的資料・測量器具等を用いて、都築弥厚をはじめとする明治用水功労者や水源かん養林育成、水路上部利用の取組み、水質保全活動、国営耐震化対策事業、そして水のかんきょう学習館の目的である地域の財産である明治用水を次世代を担う子どもたちに伝えることについての説明をお聞きになりました。

また、学習室で水のかんきょう楽校を受講していた安城市立梨の里小学校4年生の学習の様子をご視察され、児童たちに優しくお声がけをしてみえました。



▲水源管理所ご視察の様子



▲水のかんきょう学習館ご視察の様子

県営事業

農業用水再編対策事業

地区名	全 体		平成26年度まで			平成27年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円	m	千円	m	%	千円	m	
中井筋	5,068,000	4,363	4,488,000	3,281	88.6	196,000	315	H12~29
中井筋依佐美	4,374,000	4,654	3,367,874	3,735	77.0	506,000	447	H13~29
計	9,442,000	9,017	7,855,874	7,016	83.2	702,000	762	

かんがい排水事業

地区名	全 体		平成26年度まで			平成27年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円	m	千円	m	%	千円	m	
村 高	2,617,000	6,308	2,550,752	6,308	97.5	63,000	1 式	H18~27

地域用水環境整備事業

地区名	全 体		平成26年度まで			平成27年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円		千円		%	千円		
中井筋2期	790,600	1 式	114,915	1 式	14.5	100,000	1 式	H25~30

経営体育成基盤整備事業

地区名	全 体		平成26年度まで			平成27年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円		千円		%	千円		
東 牧 内	611,500	1 式	422,120	1 式	69.0	77,000	1 式	H24~29

地区名	全 体		平成26年度まで			平成27年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円		千円		%	千円		
渡 下	275,000	1 式	12,300	1 式	4.5	51,000	1 式	H26~31

地区名	全 体		平成26年度まで			平成27年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円		千円		%	千円		
島 坂	208,000	1 式	—	—	—	16,000	1 式	H27~32

改良区事業

平成26年度は、団体営事業、適正化事業、単県事業、受託事業計15地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

団体営事業



小望地区（岡崎市島坂町）
塩ビ管φ450布設状況



西徳1号地区（安城市桜井町）
塩ビ管φ450布設状況

適正化事業



中井筋地区（安城市池浦町）
空気弁φ150取替



中井筋地区（安城市池浦町）
ピット塗装

受託事業



長瀬地区（岡崎市北野町）
FRPM管φ800布設状況



藤池地区（安城市里町）
塩ビ管φ450布設状況

明治用水土地改良区女性部 活動報告



会長 加藤 良子

明治用水土地改良区におかれましては、昨年度は会館の改築、皇太子同妃両殿下のご訪問、都築弥厚生誕250年記念講演会、国営事業の着工など心に残る事業や行事が多く、充実した年であったように思います。

第四期女性部の活動も3年が経とうとしています。活動に参加する以前は、明治用水と言えば「農業用水」という認識でしかありませんでしたが、女性部での学びにより、工業用水や上水、そして、地域の防災にも貢献し、農地だけでなく地域の保全にも大切な役割を果たしていることも学習することができました。

活動では、水のかんきょう学習館主催行事への参加協力で、子どもたちや地域の方々とも交流ができました。また、管内水路の工事整備状況視察、明治用水緑道の清掃、先進地土地改良区の視察、明治用水水源頭首工での「川と海のクリーン大作戦」にも参加し、環境への意識も高くなりました。多くの方々と心をつなげて活動するすばらしさも体験しました。農業は自然と水の恩恵を受けてこそ成り立つ仕事であることも、改めて実感しました。

明治用水土地改良区の活動の原点は、「水を使う者は自ら水をつくれ」との先人の教えのように思います。私たち女性部も、この教えを守り、農業従事者としても水と自然を守る活動を地域の方々と共に学び、実践し、「農業・工業・住民」が末永く共存・共生できる地域にしていけるよう努力していきたいと思っています。

明治用水土地改良区青壮年部 活動報告

明治用水土地改良区青壮年部は、平成19年度から明治用水土地改良区の事業に対して理解を深め、青壮年の立場で事業に協力する活動を行うことを目的として発足しました。

平成26年12月17日に技術向上を目的とした研修会を水のかんきょう学習館で行いました。研修会では、給水栓や空気弁の分解・清掃方法について研修しました。

平成27年2月27日には、本土地改良区の管内で行われている工事現場の現地研修を行いました。団体営事業小望地区では、小幹流小望用水のパイプライン化工事を視察しました。国営事業でパイプライン化された幹線水路と接続することで、水管理の合理化、維持管理の軽減ができることやパイプラインの構造や機能についての理解を深めました。



▲給水栓の分解・清掃方法を研修（水のかんきょう学習館）



▲工事現場を視察研修（岡崎市島坂町地内）

青壮年部メンバー募集

青壮年部では会員を募集しています（以下の①～③のいずれにも該当する人）。

①20歳～40歳代の青壮年の人 ②明治用水の組合員または組合員の紹介者 ③明治用水の事業や活動（土地改良事業、水源かん養林、地域活動）、施設などに興味があり、理解や勉強をしたい人
応募される方は、明治用水土地改良区総務課までご連絡ください。

ため池探訪

住みやすい街になった大山田池

名鉄名古屋本線新安城駅から安城市総合運動公園方向へ1.5kmほど行くと、『池浦町大山田上』の交差点に出る。その周辺を見回すと、区画整理された土地に車の販売店や信用金庫支店、パチンコ店、マンション、店舗、住宅などが建ち並び住みやすい街ができている。ここはかつて、約12.4ha（明治川神社にある古文書によると12町4反8畝余）の大山田池があったところである。

池のほぼ中央には、県道豊田安城線が通りその歩道沿いの花壇の中に「水の神であった石碑」が立っている。石碑には「市杵嶋姫社御旧地」と書かれている。「神社誌」は「市杵嶋姫命を大山田池から安城村出郷（現新田町）に移して弁財天とした。」としている。大山田池の場合、初めて建てられたのは、室町から江戸時代であり弁財天の信仰が盛んな時代であったから弁財天の祠だったにちがいない。それが明治時代から昭和前半にかけては、弁財天を市杵嶋姫命と読み替える時代だったから石碑には「市杵嶋姫」と書いたわけである。

さて明治用水の工事は、1879（明治12）年1月に着手され、用水筋の村々からは農民たちが総出で工事に参加し、翌年3月に明治本流が完成した。1月から5月には、大勢の人夫を動員して東井筋と中井筋が開削された。中井筋が開削されると、大山田池の北側には、知多郡・海部郡・愛知郡・岐阜県海津郡などから移住者が入った。

明治用水が開削されると、計画者や出資者に対してため池敷地が払い下げられた。大山田池についても出資者である田中勘七郎のものとなった。また、池浦町はほとんどが新開地であったため大地主の土地が多く、集落は地主ごとに小作人が集まる結果となった。大山田池と池浦・丸畔を耕作する人々の集落が池浦・丸畔であった。

その後、中井筋に沿って民家が連なる集落は、新開地であるため碧海郡大字安城の一部であったが、1967(昭和42)年新田町から分かれて池浦町ができた。

近年、ほ場整備事業と区画整理事業により農地と宅地が分離整理され、時が移るにつれて払い下げを受けた所有者も幾度と変わり、都市化が進むにつれて街の様子もますます変貌していくようである。





「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」では、年間を通じて様々な学習プログラムを開催しています。平成26年度は、“水のかんきょう楽校”を28団体に、体験プログラムを11回実施し、明治用水の **水** **農** **食** **環境** の学習の機会を提供しました。

水のかんきょう楽校

“水”をテーマに、「明治用水」開削の歴史的経緯や農業・農村の役割、水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びます。

歴史



施設



水源かん
養林



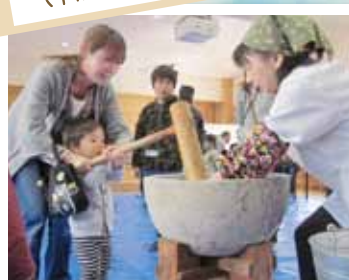
体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。



学習館春まつり
(平成26年5月)

家族でおもちつき
(平成27年1月)



子ども発表会
(平成27年3月)



〔平成27年度の予定〕

5/10：学習館春まつり
8/30：魚ハカセになろう
10/31：弥厚ウォーキング
1/16：家族でおもちつき

6/ 7：根羽の森林を歩こう
9/27：おにまんじゅうづくり
11/20：お正月の寄せ植え
2/14：子ども発表会

7/25：水と生き物ウォッチング
10/24：クリーン大作戦
12/12：こもまきかざりづくり
3/27：お花見だんごづくり

水のかんきょう楽校（通年）、体験プログラム（月1回）は今年度も開催します。詳細は、水のかんきょう学習館へお問い合わせください。また、明治用水ホームページにも掲載されています。

問い合わせ先 ▶ ☎ (0566) 76-6560 担当／総務課地域活動係(水のかんきょう学習館)



ぜひ読んでほしい！

塚本学遺稿

『岡田菊次郎』

付 明治用水と日本デンマークを
支えた人々

発刊のお知らせ

編集：狐牛会
発行：明治用水土地改良区★明治用水と地域を育てた岡田菊次郎に光を
あてた塚本氏の未発表原稿！★明治用水開削から日本デンマークまでを
わかりやすく編集！

★安城市教育委員会推薦図書！

1953（昭和28）年に発行された『明治用水』（全2巻）の出版にあわせ、明治用水土地改良区初代理事長岡田菊次郎の伝記が執筆されました。その筆者は、後に国立歴史民俗博物館歴史部長に就任した塚本学氏です。

しかし、この原稿は諸事情により『明治用水』に掲載されませんでした。その原稿が昨年発見され、注目されています。

さらにこの原稿に加え、都築弥厚・岡本兵松・伊豫田与八郎など、日本デンマークを支えた先人24名についても掲載しました。

この1冊で、岡田菊次郎の活躍と、明治用水が切り開いてきた歴史が明らかになります。

ぜひ読んでほしい1冊です。ご予約をお待ちしております。

1冊2,000円（梱包・配送料別途）

【予約先】

明治用水土地改良区水のかんきょう学習館
TEL：0566-76-6560 FAX：0566-76-6561

【書籍予約締切】7月10日（金）

発刊10月下旬

豪雪による根羽造林地の被害状況



倒木被害は約100haに及ぶ（未復旧）



倒木の様子。奥は根羽造林事務所（復旧済）

平成26年2月に発生した全国的な豪雪により、明治用水根羽造林地も倒木などの甚大な被害を受けました。長い年月をかけ保育事業に取り組んできた水源かん養林の被害の様子には大変心を痛めております。

被害を受けたかん養林は約100haにもおよぶため、平成27年度より県営緊急対策事業の採択を目指し、かん養林の機能回復を図ります。

また、水源かん養林基金を引き続きお願いしております。皆様のご協力、ご支援をお願いいたします。

【申込方法】住所・氏名・年齢・職業・電話番号・申込口数（1口5,000円）をご記入の上、FAXまたはE-mailで下記申込先にお申込みください。電話での受付も行っております。
お気軽にご連絡ください。

【申込・問合せ先】明治用水土地改良区 総務課 TEL：0566-76-6241 FAX：0566-75-7944
HP：<http://www.midorinet-meiji.jp/> E-mail：meijiyousui@midorinet-meiji.jp

こんな時には届出を!!

届出がないと、従来の方に組合費が賦課徴収されます。

①「組合員(耕作者)異動届」(組合員資格の得喪通知)

1. 組合員の方が死亡(相続)されたとき
2. 組合員の方が住所などを変更したとき
3. 農地を売買・交換、または貸借を変更したとき

市役所(農業委員会)に届出済、または所有権移転登記済であっても、

直接、明治用水土地改良区に届出がないと、賦課台帳は変わりません。

②「農地転用等の通知書」(地区除外の届出)…このときは**決済金**を納めてください。

1. 農地転用(宅地、駐車場など)したとき
2. 公共事業用地(道路、河川用地など)になったとき
3. 水田を畑にするなど用水を使用しなくなったとき

地区除外の届出がないと台帳から除外できないため、従来通り組合費が賦課徴収されますので、ご注意ください。



決済金とは

農地転用などにより地区除外をする場合は、土地改良法(42条第2項)により決済が義務づけられています。事業に参加している土地が、その途中で不参加となるため、残りの事業費分を支払っていただくものです。具体的には、転用地に係わる運営費、維持管理費、償還金(借入金)を一括して支払っていただきます。これにより残った農地の負担が過重にならないようになります。(金額は6ページ参照)

※「組合員(耕作者)異動届」「農地転用等の通知書」の様式は、明治用水ホームページに掲載していますのでご利用ください。

組合費は便利な口座振替をどうぞ

納期限内に納入されなかった場合は、延滞金が賦課されます。右の金融機関に口座をお持ちの方は、ぜひ口座振替をお願いいたします。

なお、口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください。

愛知県内の各農協・三菱東京UFJ銀行・碧海信用金庫・西尾信用金庫・岡崎信用金庫・豊田信用金庫・ゆうちょ銀行

●ご希望の方は財務課までご連絡ください●

※現金納付書で納付される方へ…三菱東京UFJ銀行、岡崎信用金庫及び上記金融機関以外から納付される場合は、振込み手数料がかかりますのでご了承ください。

賦課金負担証明について

確定申告時の賦課金負担証明は、請求書及び領収証で行うことができます。なお、これらの書類を紛失され、賦課金負担証明書が必要な場合は、財務課までご連絡ください。

滞納賦課金は新しい権利者が負担

滞納されている土地を取得すると、土地改良法第42条(権利義務の承継及び決済)により新しい権利者(買った人)に支払いが義務づけられています。必ず売買するときは、「滞納」があるかどうか改良区へお問い合わせください。また、競売の場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。

農地転用決済金は譲渡費用と認められます

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められることになりました。

税務署へ更正手続をすれば所得税が減額される場合があります。なお、対象者は、過去5年間に決済金を支払われた組合員の方です。

問い合わせ先▶ ☎ (0566)76-4920 担当/財務課

❖❖ 冬期の水使用

①届出について

明治用水地区の冬期の水使用（冬期通水：地域によっては、冬期の水使用ができない地域もあります）には、本土地改良区へ**必ず届出をしてください**。届出をしていただいた方には**工事・漏水などの際、直接断水のご連絡を差し上げておりますが、届出のない方にはご連絡を差し上げることができません**。用水課に届出用紙がございますので、お問い合わせください。また、漏水事故などによる緊急的な断水もありますので、施設作物、園芸など日常的に水が必要な方は、必ず補助水源（井戸水など）を確保してください。**断水による作物被害は補償いたしかねます**ので、ご了承ください。

②冬期代掻きについて

水稻の乾田直播栽培が増えておりますが、冬期の水使用には限りがあり、管内一斉に取水されますと水位低下を起し、管理に支障となるばかりか施設等の破損の原因となりますので、**冬期の代掻きをする場合は、事前に用水課までご連絡をお願いいたします**。ご連絡をいただけないまま取水されますと、漏水などの事故を懸念して取水を停止する場合がありますので、必ずご一報ください。また、水利施設の補修や改良工事は冬期に施工しなければならない、長期間断水することがありますので、**冬期代掻きを予定している地区は、事前（11月末まで）の連絡をお願いいたします**。

❖❖ 初期通水時の注意事項

転作などにより給水を行わない場合は、管内部に沈殿土砂または、シジミなどの貝類が詰まり、水が出なくなる事例が報告されています。初期通水前は、この予防に一度給水栓を大きく開けこれらを排除する操作を行ってください。なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁での操作を依頼してください。

問い合わせ先▶ ☎ (0566)76-4923 担当／用水課

❖❖ 断水のお知らせ

明治用水では夏期に通水し、冬期に水路施設の維持補修や改修工事を行っております。このため、パイプライン地区ではやむなく断水することになります。本年度は**西井筋**をはじめ**中井筋、小畔用水、上高根用水、上用水、足取用水、西高根用水、神楽山用水、小中根用水、西徳用水、長瀬用水**などで断水を予定しています。詳細については、関係総代及び冬期取水届出者の方にご連絡いたします。冬期の水使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、パイプラインの漏水事故が年間を通じて発生しております。この際も修繕工事完了まで断水することになります。何卒ご理解とご協力頂きますようお願い申し上げます。漏水事故は突然発生しますので、**施設園芸（ハウス）など日常的に水を必要とされる方は、必ず補助水源を確保してください**。

❖❖ 水路境界の確認について

本土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ本土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。



問い合わせ先▶ ☎ (0566)76-4921 担当／工務課

平成27年度事務局組織



総務部

<総務課 総務係・林務係> ☎0566-76-6241

業務内容	組織及び財政の基本計画 文章の収受及び発送、諸行事の調整に関する事 造林事業、根羽造林事務所の管理に関する事
お知らせ	配水総代・水路総代の交代が生じた際は、速やかに届出をしてください。

<総務課 会計係> ☎0566-76-4920

業務内容	会計に関する事
------	---------

<総務課 地域活動係> ☎0566-76-6560

業務内容	水のかんきょう学習館に関する事 啓蒙啓発及び緑水協に関する事
------	-----------------------------------

<財務課> ☎0566-76-4920

業務内容	組合費に関する事 農地転用や耕作者異動に関する事 施設の他目的使用、管理阻害物に関する事
お知らせ	P14参照 管理阻害物対象物件（住宅などの排水）が公共下水道に接続した際は、速やかにご連絡ください。

工務部

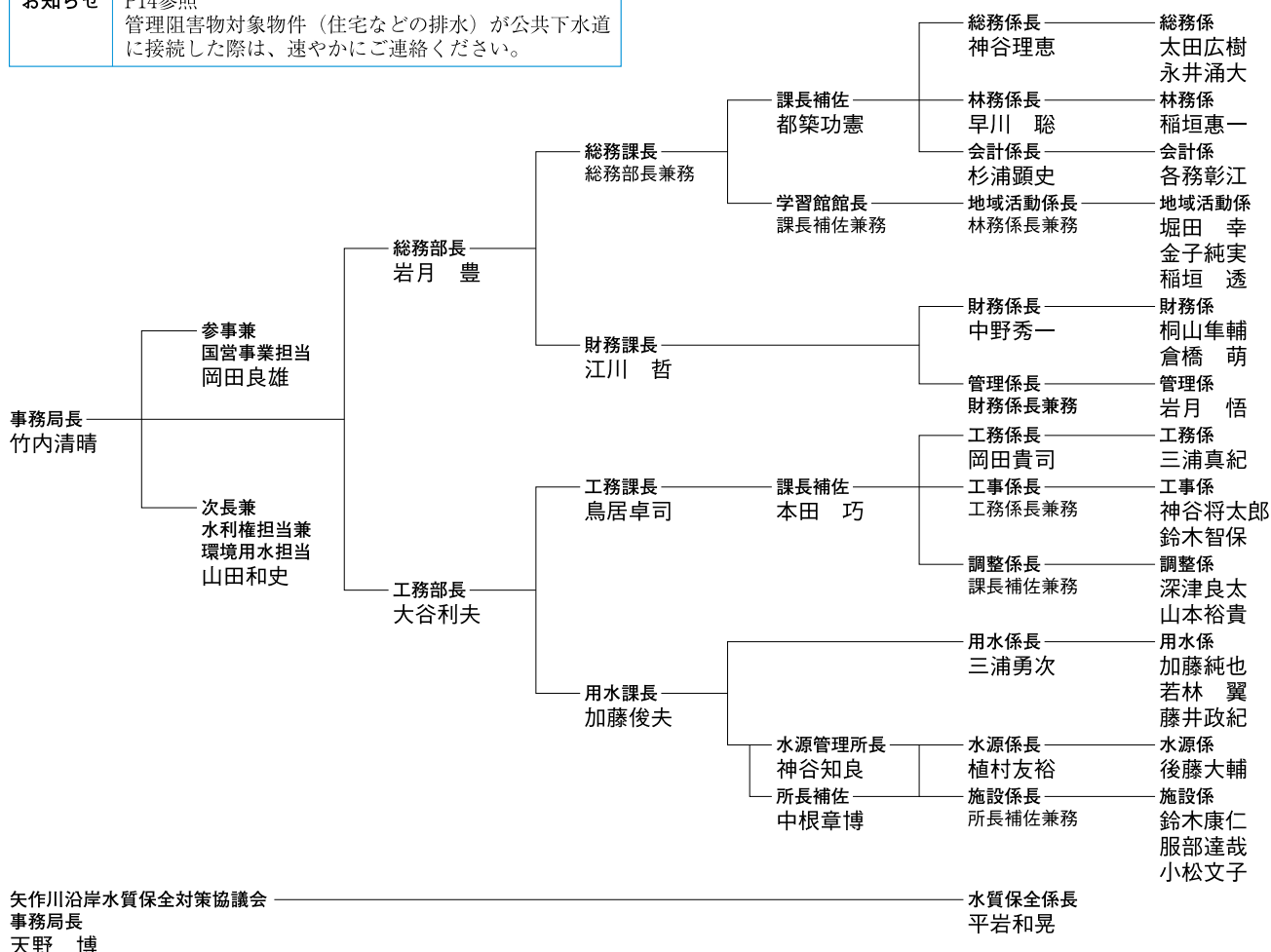
<工務課> ☎0566-76-4921

業務内容	改良工事に関する事 水路の漏水事故などに関する事 他事業との協議に関する事 管理水路の境界立会に関する事
------	---

<用水課> ☎0566-76-4923

<水源管理所> ☎0565-28-0466

業務内容	用排水の調整に関する事 川ざらえ、草刈り、地域用水に関する事
お知らせ	夏期通水 は4月1日から9月30日までです。 *取水量の変更は総代を通じて前日の16時までに連絡してください。 冬期通水 は10月1日から翌年3月31日までです。 *パイプライン地区のみ届出により使用可能。 代かき(乾田直播を含む)による河川の水質汚濁が起きないように配慮して作業をお願いします。(川や海を汚さないようご協力をお願いします。)



ホームページ・Eメールについて

水土里ネット明治用水ではホームページを開設しています。トピックスを始めとし、通水状況、ダム貯水量などの最新データがご覧いただけます。（ダムデータは夏期通水期間のみ）

<http://www.midorinet-meiji.jp/>（「明治用水」で検索が可能です）

ホームページに併せEメールアドレスもございます。簡単なご意見、ご質問はEメールでどうぞ。
meijiyou sui@midorinet-meiji.jp（代表）